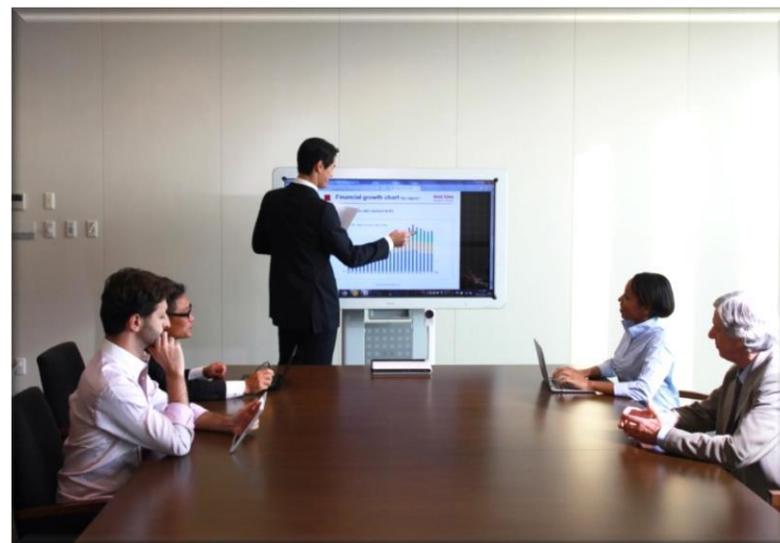




各務原市部活動移行委員会(仮称)
至: 各務原市中央ライフデザインセンター
2階 第二研修室 13:30~

令和6年2月4日
各務原市ソフトテニス連盟



本日のアジェンダ



進行:R5年度中学生推進部会 委員長 池戸さん

- ① 本日参加のご挨拶(対象学校・氏名・想い).....全員
- ② JSAT(日連) 部活動移動についての背景と説明.....
- ③ 部活動移動のパタンの説明
- ④ 現在の中学生の部費について規約(案)
- ⑤ グループ討議
 - A) 部活動移動員会の設立と継続審議について
 - B) メンバー構成
 - C) クラブ化の構成及び運用計画
 - D) 討議検討定義
 - ・ 少子化 部員減少
 - ・ 小規模校・大規模校
 - ・ 運営資金・市教委・イベント
 - ・ その他



資料提供

日本ソフトテニス連盟運動部活動地域移行推進委員会
日本ソフトテニス連盟生涯スポーツ委員会

運動部部活動の変遷について

歴史的変遷

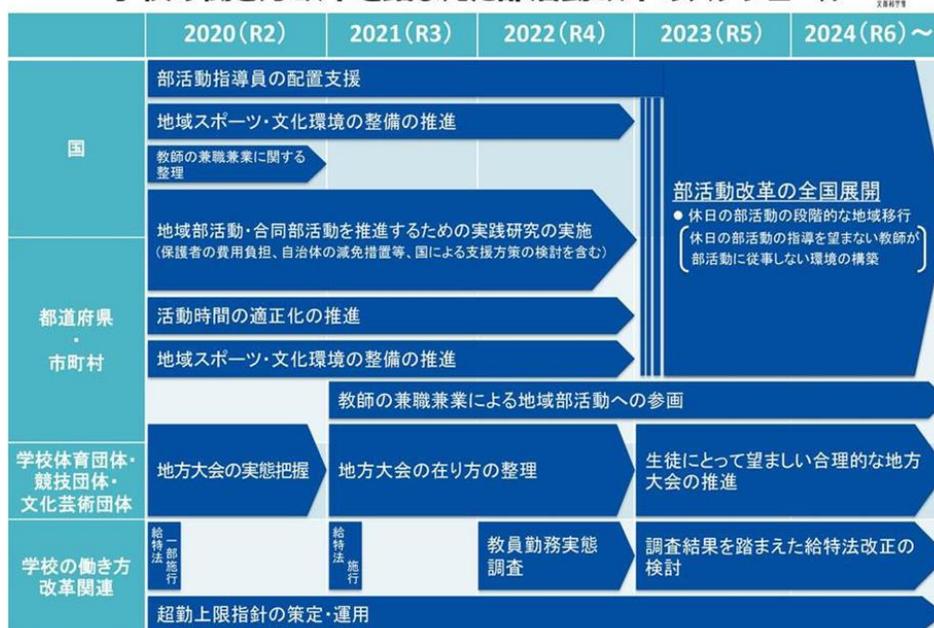
各時代のポイント

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 終戦直後～1950年代
戦後教育改革と民主主義 | ① 自由な種目選択・自治的活動・民主主義教育を実施する上での部活動の効果 |
| ② 1960年代
東京オリンピックと競技力向上 | ② 選手養成の重要な場所・能力の発達につながる教育・スポーツ少年団(1962) |
| ③ 1970年代
スポーツ機会と平等主義 | ③ 必修クラブ活動(1969, 1970)生涯体育(1972)平等なスポーツ機会・教員の多忙化・地域移行 |
| ④ 1980年代
非行問題と生徒指導 | ④ 社会体育移行への失敗・非行防止手段としての利用・運動部活動の規模拡大 |
| ⑤ 1990年代～2000年代
教育問題としての運動部活動 | ⑤ 必修クラブ活動廃止(1991)と部活代替措置・教員の負担増加・学校スリム化論・スポーツ振興政策・総合型地域スポーツクラブ・地域移行(1995)・特色ある学校づくり(2001) |

(文献：中澤篤史, 運動部活動の戦後と現在, 2014)

令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革集中期間」から「改革推進期間」に変更してスタート

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール



(出典：文部科学省, 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールより引用)



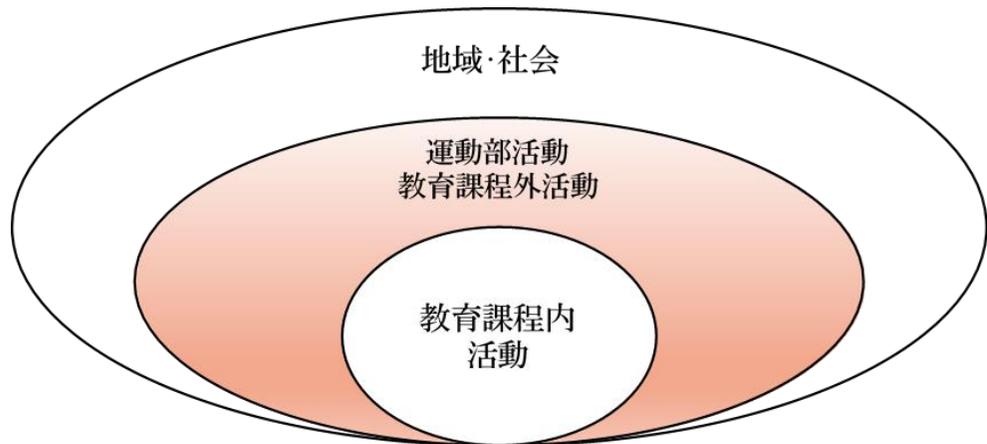
部活動はどうあるべきか

部活動固有の問題点	指導者に起因	スポーツに起因	人間集団に起因
顧問の負担	体罰	ケガ	いじめ
推薦入試制度	ハラスメント	ドロップアウト	部活動内カースト
先輩・後輩の過度な上下関係	競技力・勝利至上主義	勉強との両立	
強制入部	偏った思想の構築		

出典：青柳ら，部活動の論点（2019）を参考に，筆者作成）



部活動の位置づけ



（出典：荒井貞光，スポーツ空間論（2003）を参考に，筆者作成）

（学習指導要領）総則
 スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られること。



（社会教育法）第二条
 社会教育とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。



部活動は教員が担う必要のない業務

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。**
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

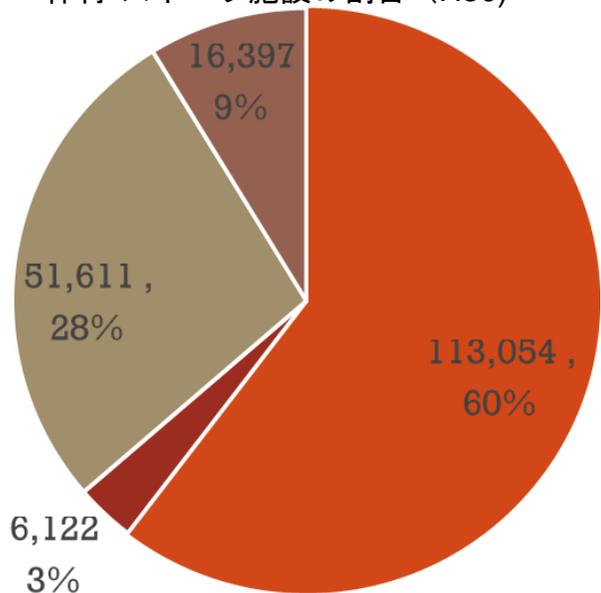
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

(出典：文部科学省、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について-答申-より引用)



施設の割合

スポーツ庁 平成30年度体育・スポーツ施設現況調査より作成
体育・スポーツ施設の割合 (H30)

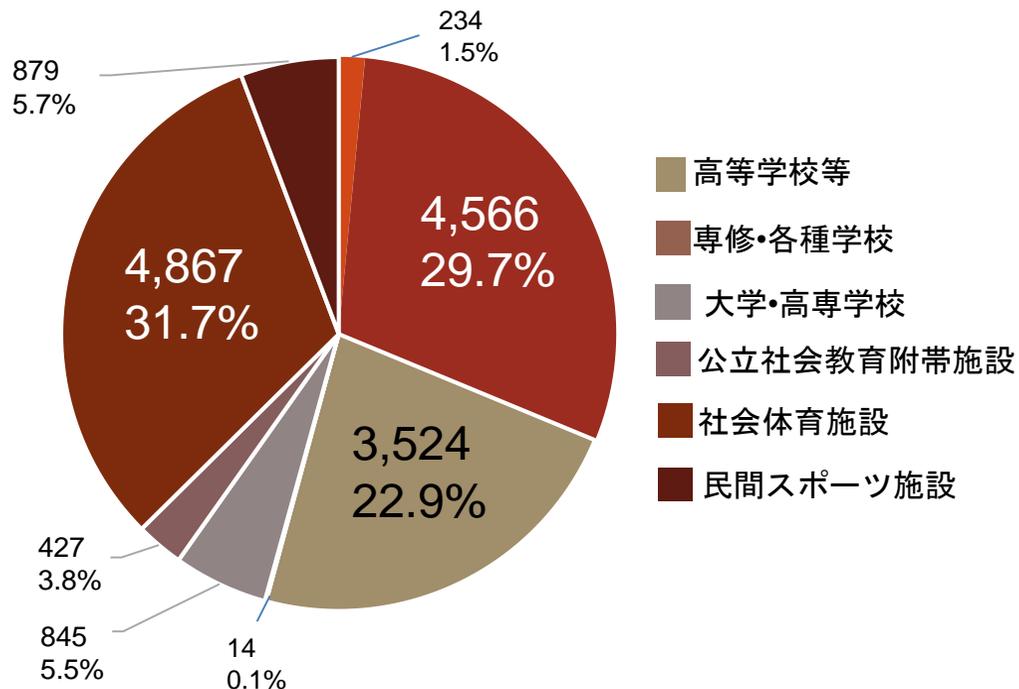


- 学校体育・スポーツ施設
- 大学・高専体育施設
- 公共スポーツ施設
- 民間スポーツ施設



テニスコート（屋内外）の割合（H30）

全施設の8.2%



- 高等学校等
- 専修・各種学校
- 大学・高専学校
- 公立社会教育附帯施設
- 社会体育施設
- 民間スポーツ施設



どのような未来が予想できるか？

①部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務に明確に分類された。拒否権がある。



顧問となる教員が減る

②部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。



部活動を実施する学校が減る
スポーツをする環境が減る

③地域クラブ活動環境が整備されていない地域が大半である。



スポーツをする子供たちが減る

皆さんには、どのような未来が想像できますか？



加盟校数・指導者推移(5か年)

加盟校数（男子）	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	10,370	10,324	10,283	10,247	10,208
バスケットボール	7,024	6,975	6,943	6,974	6,940
サッカー	6,774	6,637	6,602	6,500	6,385
卓球	6,661	6,585	6,514	6,541	6,471
軟式野球	8,318	8,139	8,048	7,964	7,808
ソフトテニス	5,412	5,387	5,288	5,479	5,333

外部指導者数	R1	R2	R3	R4	R5
バスケットボール	3,663	3,133	3,143	3,134	3,083
ソフトテニス	2,965	2,654	2,788	2,845	2,818
卓球	3,168	2,866	2,999	3,191	3,186
陸上競技	1,047	1,015	1,095	1,152	1,168
バレーボール	2,720	2,612	2,851	2,889	2,918

コメント 外部指導員は微増 資格要求が強くなった。

加盟校数（女子）	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	10,370	10,324	10,283	10,247	10,208
ソフトテニス	6,822	6,786	6,734	6,766	6,574
バレーボール	7,839	7,723	7,609	7,541	7,461
バスケットボール	7,196	7,143	7,085	7,071	6,993
卓球	5,960	5,958	5,916	5,985	5,814
陸上競技	6,247	6,012	6,255	6,271	6,083

部活動指導員数	R1	R2	R3	R4	R5
バスケットボール	112	746	843	955	1,055
ソフトテニス	2	607	687	721	779
卓球	5	519	611	689	730
陸上競技	3	389	479	555	591
バレーボール	262	575	677	840	907

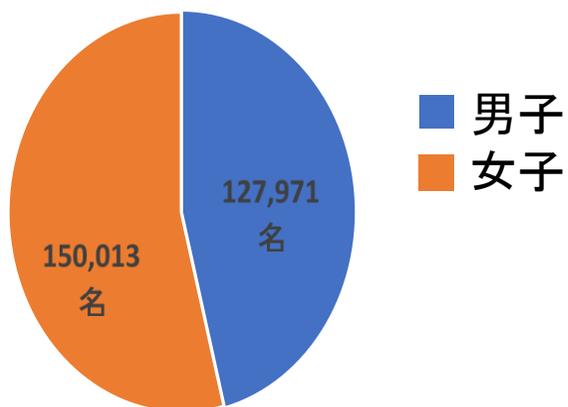
（出典：日本中学校体育連盟加盟校調査を参考に:筆者作成）



加盟校数・指導者推移(5か年)

男女合計数	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
バスケットボール	315,097	315,736	311,487	304,292	293,466	289,389	287,726	273,383	288,579	284,758
ソフトテニス	367,068	370,476	358,328	338,627	317,020	306,827	295,524	290,898	287,165	277,984
卓球	240,676	243,673	243,379	252,649	258,152	262,550	248,649	231,137	234,389	219,333
陸上競技	219,556	220,855	221,173	222,437	219,934	222,080	215,551	205,598	207,808	200,365
バレーボール	205,640	212,175	214,855	211,536	198,330	188,832	190,465	199,612	215,036	209,068

令和5年度男女比 (n=277,984)



種目	最大値	最小値	差
バスケットボール	315,736	273,383	-42,353
ソフトテニス	370,476	277,984	-92,492
卓球	262,550	219,333	-43,217
陸上競技	222,437	200,365	-22,072

(出典：日本中学校体育連盟加盟校調査を参考に:筆者作成)



部活動指導者の指導行動 N=1281

項目	n	%	項目	n	%
指導対象者			指導価値志向		
男子	381	29.7	勝利志向	116	9.1
女子	519	40.6	ベスト志向	661	51.5
両方	381	29.7	フェア志向	334	26.1
1週間の指導日数			生涯スポーツ志向	170	13.3
3日以下	150	11.7	指導の現状		
4日程度	125	9.8	楽しむことができている	380	29.7
5日程度	871	68.0	やや楽しむことができている	521	40.7
6日以上	135	10.5	あまり楽しむことができていない	211	16.5
平日の指導時間			楽しむことができていない	169	13.2
活動なし	46	3.6	指導の満足度		
1時間程度	161	12.6	満足している	122	9.5
2時間程度	923	72.0	やや満足している	465	36.3
3時間程度	132	10.3	あまり満足していない	474	37.0
3時間以上	19	1.5	満足していない	220	17.2
休日の指導時間			スポーツ志向のマッチング		
活動なし	33	2.6	マッチングしている	181	14.1
2時間程度	49	3.8	ややマッチングしている	742	57.9
3時間程度	737	57.5	あまりマッチングしていない	270	21.1
4時間程度	362	28.3	マッチングしていない	88	6.9
4時間以上	100	7.8			



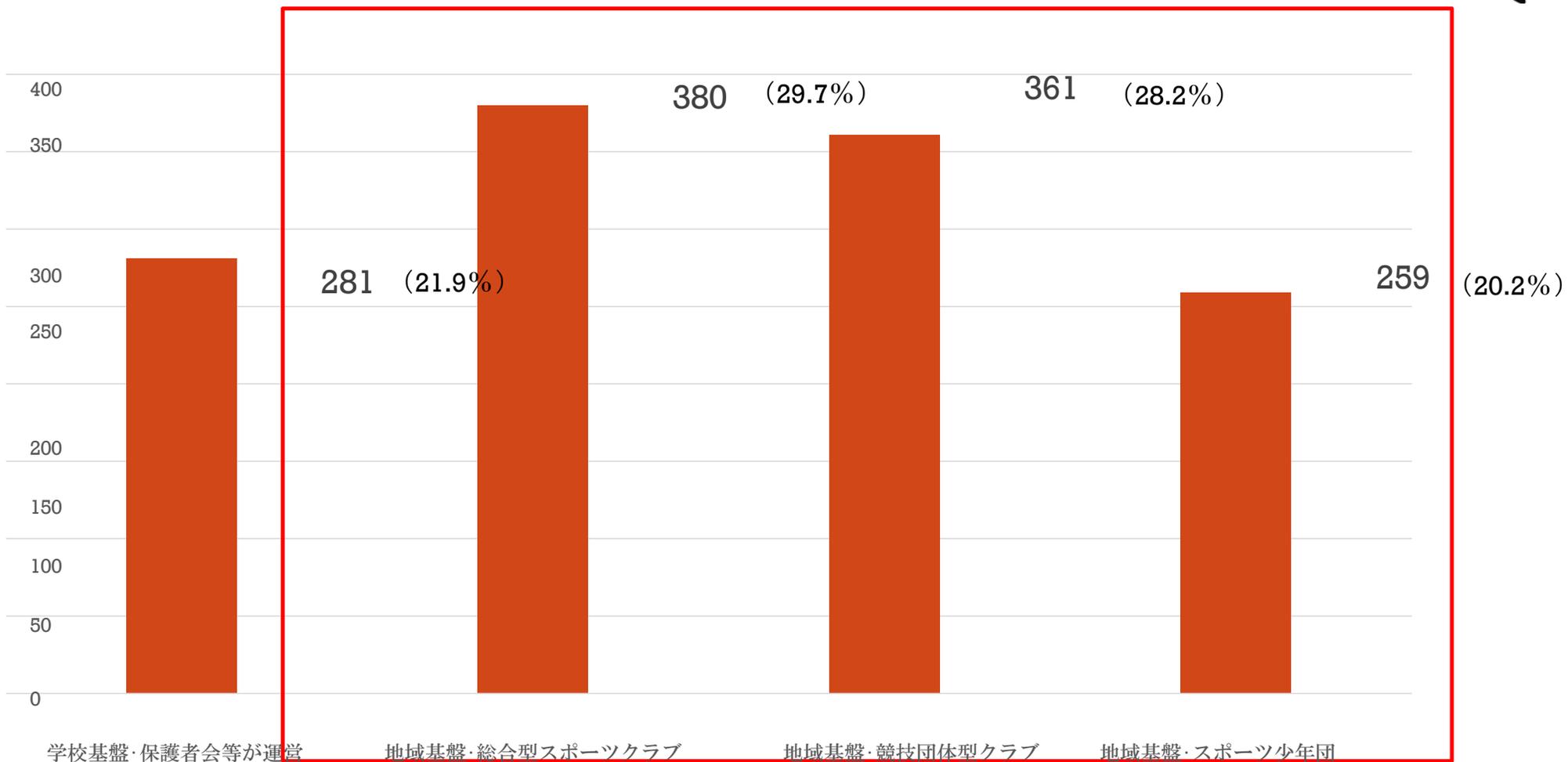
部活動指導者の地域移行化 N=1281

項目	n	%	項目	n	%
地域移行化への意見			地域移行化の方法		
賛成	662	51.7	学校基盤・学校型クラブ	281	21.9
どちらかという賛成	367	28.7	地域基盤・学校地域連携型クラブ	380	29.7
どちらかという反対	184	14.4	地域基盤・競技団体型クラブ	361	28.2
反対	67	5.2	地域基盤・スポーツ少年団	259	20.2
指導者としての参加意思			地域クラブ活動の会費（一ヶ月）		
参加する予定	151	11.8	0円・わからない	85	6.6
どちらかという参加する予定	213	16.6	1円～1,000円	96	7.5
どちらかという参加しない予定	193	15.1	1,001円～2,000円	196	15.3
参加しない予定	562	43.9	2,001円～3,000円	382	29.8
わからない	162	12.6	3,001円～5,000円	422	32.9
移行化の現状			5,001円以上	100	7.8
開始している	194	15.1	地域クラブ活動の指導者謝金（1時間）		
準備段階である	439	34.3	0円・わからない	95	7.4
開始していない	531	41.5	1円～1,000円	274	21.4
わからない	117	9.1	1,001円～1,500円	484	37.8
地域での指導			1,501円～2,000円	336	26.2
指導をしている	251	19.6	2,001円～3,500円	77	6.6

コメント:各務原市として移行化の方法の選択・合体・その他案



部活動指導者の地域移行化の方法 N=1281



約8割が地域基盤を選択している



参加意思・指導価値志向・移行方法 N=1281

参加意思	地域移行方法	学校基盤 保護者会等が運営		地域基盤 総合型スポーツクラブ		地域基盤 競技団体型クラブ		地域基盤 スポーツ少年団		合計
		n	%	n	%	n	%	n	%	
参加群	指導価値志向									
	勝利志向	18	40.0%	12	26.7%	10	22.2%	5	11.1%	45
	ベスト志向	73	34.4%	81	38.2%	31	14.6%	27	12.7%	212
	フェア志向	32	47.1%	16	23.5%	14	20.6%	6	8.8%	68
不参加群	生涯スポーツ志向	16	41.0%	14	35.9%	3	7.7%	6	15.4%	39
	勝利志向	9	17.0%	16	30.2%	15	28.3%	13	24.5%	53
	ベスト志向	46	12.5%	108	29.4%	136	37.1%	77	21.0%	367
	フェア志向	24	10.6%	58	25.7%	80	35.4%	64	28.3%	226
	生涯スポーツ志向	8	7.3%	28	25.7%	38	34.9%	35	32.1%	109
	勝利志向	5	27.8%	5	27.8%	4	22.2%	4	22.2%	18
	ベスト志向	28	34.1%	24	29.3%	20	24.4%	10	12.2%	82

コメント:各務原市として、移行参加を決定し移行方法の検討



学校基盤：保護者との連携型

- 学校教育には部活動が必要である
- 競技人口を確保していくためには部活動は必要
- 中学生の練習時間を考えると移行は難しい
- 保護者と教員が連携して環境をつくる必要がある

地域基盤：総合型スポーツクラブ型

- 学校と地域の連携が必要
- 生徒指導面上、部活動は必要
- 学校から部活を完全に切り離すことは難しい
- 教員の負担を軽減するため

地域基盤：競技団体型クラブ

- 部活動を学校から完全に切り離す
- 教員の負担が大きいため軽減して欲しい
- 競技団体には専門的に指導できる人がいる
- 子供が主体となった活動ができる

地域基盤：スポーツ少年団

- 部活動を学校から完全に切り離す
- 教員の負担を軽減のため
- 現在あるスポーツ少年団で小学生と一緒にする
- すでに、指導者がいる

**4パタンの詳細を現場に合わせて(学校群・指導者志向・先生)適切な対案は。。。?
詳細の組み合わせ・運用方法を検討 検討コア部会・移行日程計画**

県内クラブ一覧



令和5年度中学生クラブ一覧

令和5年11月9日現在

団体名	男女別	人数	団体代表者名	地区	市区町村
坂祝エンジョイ中学	女子	2		可茂	坂祝町
中津川STC	女子	2		東濃	中津川市
GifuTed	女子	8		岐阜	本巣市
LIBERTA	男子	7		岐阜	瑞穂市
Amistad	男子	4		可茂	美濃加茂市

注)人数は現3年生を含む

※ 結ソフトテニスクラブは、団体申請は行った(書類の提出は済)が、会員登録システム上では登録されていない。

管理者に確認したところ、団体としては活動しているが、現状のクラブの出場チーム制限のままではクラブとして出場することは考えられない。出場枠を増やすか、中学校と同じ選出方法としてほしい。

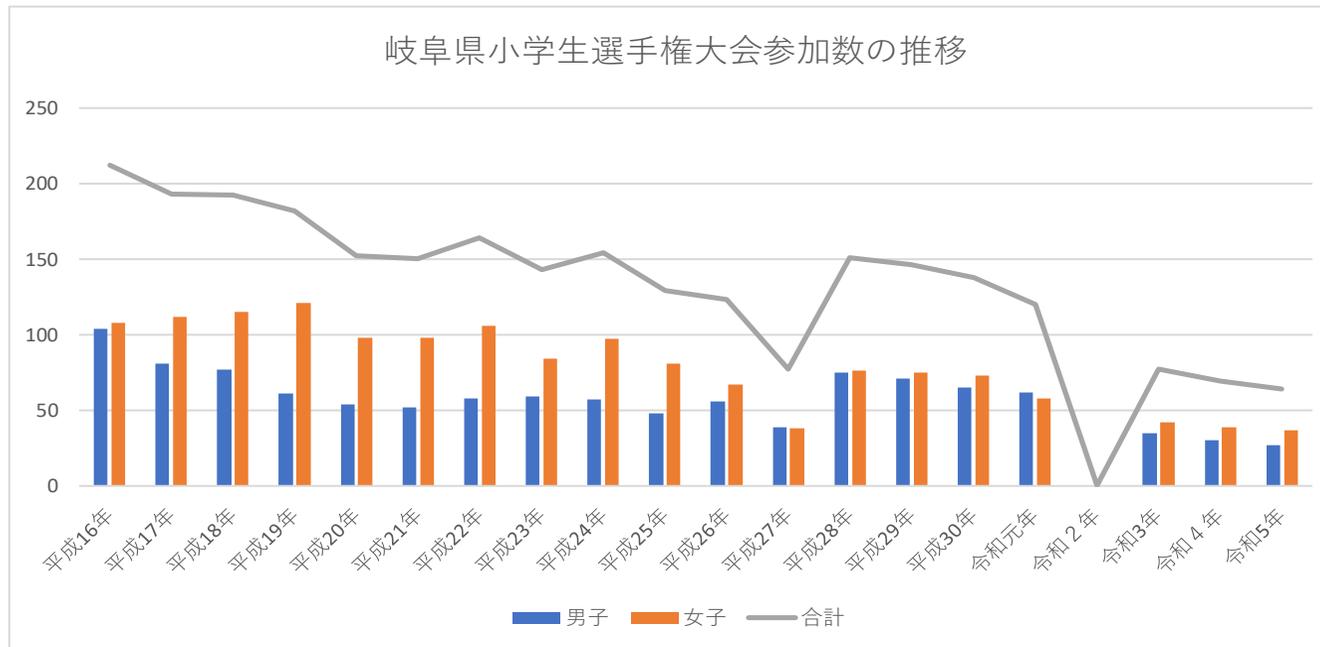
※ 郡上市全体として、中学クラブの申請中(近日中)。

岐阜県小学生推移 選手権大会 例年4月開催 参加実績



	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男子	104	81	77	61	54	52	58	59	57	48	56	39	75	71	65	62		35	30	27
女子	108	112	115	121	98	98	106	84	97	81	67	38	76	75	73	58		42	39	37
合計	212	193	192	182	152	150	164	143	154	129	123	77	151	146	138	120	0	77	69	64

コロナで中止



ジュニアクラブ減少
ジュニア参加型継続
した部員・生徒の増
加策が必要

各務原市の生徒数とソフトテニス入部相関関係(R5年実績)



R5年各務原市中学校生徒数 学校.COMより

項	学校名	3年生徒	2年生徒	1年生徒	特支内数	合計
1	那加中学校	228	202	197	-18	609
2	稲羽中学校	104	85	95	-5	279
3	鶉沼中学校	176	170	179	-21	504
4	緑陽中学校	108	115	110	-17	316
5	蘇原中学校	238	279	240	-24	733
6	中央中学校	273	273	242	-31	757
7	桜丘中学校	147	127	113	-7	380
8	川島中学校	124	116	121	-10	351
	合計	1398	1367	1297	-133	3929

R5年ソフトテニス部学校別登録人数

項	学校名	男子部員数			女子部員数		
		3年	2年	1年	3年	2年	1年
1	那加中学校	7	17	7	9	6	2
	全体/人数	3%	8%	4%	4%	3%	1%
2	稲羽中学校	7	12	0	2	10	6
	全体/人数	7%	14%	0%	2%	12%	6%
3	鶉沼中学校	6	10	9	8	3	7
	全体/人数	3%	6%	5%	5%	2%	4%
4	緑陽中学校	13	3	2	4	6	9
	全体/人数	12%	3%	2%	4%	5%	8%
5	蘇原中学校	7	2	6	16	5	9
	全体/人数	3%	1%	3%	7%	2%	4%
6	中央中学校	7	15	6	8	5	6
	全体/人数	3%	5%	2%	3%	2%	2%
7	桜丘中学校	7	10	14	6	2	12
	全体/人数	5%	8%	12%	4%	2%	11%
8	川島中学校	3	14	7	4	6	3
	全体/人数	2%	12%	6%	3%	5%	2%
計		57	83	51	57	43	54
		191/345			154/345		

- ① 全体人数よりテニス部に入部する率 $345/3929=8.7\%$
- ② 男女の割合 男子 55% 女子45%
- ③ 学年別カバー率(人気率)

R6年学生推進委員会盛り上げ策と運用(案)



R6年度方向性の確認と盛り上げ策(5役会議で合議)案

- ◆中学生試合のドロウは専門校に一任する。交流会・講習会は除く
理由として、不特定多数のドロウは公平性・内容により不具合が発生する。
- ◆各務原市 AsNo1 選手を女子・男子 前衛・後衛で各 1 名(4名)選出しR6年中学校
推進委員会で表彰する。(表彰内容は推進委員で検討)
- ◆輪番コーチ派遣 くじ引きで選定された学校の指導を 2 日～3 日指導する。

女子市民体育大会結果

ペア	学校	ポイント	合計
1	中央	48	54
2	稲羽	24	27
3	鷺沼	12	18
4	桜丘	12	18
5	蘇原	6	6
6	那加	6	12
7	那加	6	6
8	川島	6	9
9	鷺沼	3	
10	桜丘	3	
11	桜丘	3	
12	中央	3	
13	稲羽	3	
14	中央	3	
15	川島	3	
16	鷺沼	3	

→ 学校順位

順位	学校
1	中央
2	稲羽
3	鷺沼
4	桜丘
5	那加
6	川島
7	蘇原
8	緑陽

女子順位

順位	学校	1	2	3	4	5	6	7	8
1	中央	1	2	3	4				
2	稲羽	1	2	3	4	5	6		
3	鷺沼	1	2	3	4	5			
4	桜丘	1	2	3	4				
5	那加	1	2	3	4	5	6	7	
6	川島	1	2	3	4	5			
7	蘇原	1	2	3	4	5	6	7	8
8	緑陽	1	2	3	4	5	6	7	

過去データのペアポイント

男子市民体育大会結果

ペア	学校	ポイント	合計
1	那加	48	51
2	蘇原	24	33
3	中央	12	21
4	緑陽	12	21
5	緑陽	6	6
6	中央	6	6
7	川島	6	6
8	蘇原	6	6
9	中央	3	3
10	桜丘	3	6
11	鷺沼	3	6
12	鷺沼	3	3
13	蘇原	3	3
14	那加	3	3
15	緑陽	3	3
16	西田・後藤	3	3

→ 学校順位

順位	学校
1	那加
2	蘇原
3	中央
4	緑陽
5	川島
6	桜丘
7	鷺沼
8	稲羽

男子順位

順位	学校	1	2	3	4	5	6	7	8
1	那加	1	2	3	4	5	6	7	
2	蘇原	1	2	3	4	5	6		
3	中央	1	2	3	4	5	6	7	
4	緑陽	1	2	3	4	5	6	7	
5	川島	1	2	3	4	5	6	7	
6	桜丘	1	2	3	4	5	6	7	
7	鷺沼	1	2	3	4	5	6		
8	稲羽	1	2	3	4	5	6	7	

- ◆現在のポイント計算はペアになっています。
それを個人ポイントに反映
- ◆1年生よりペア変更があるので個人ポイント
としてカウント
- ◆ポイント対象試合は市・地区・県の実績ポイント
- ◆ポイントの指標は本日考察してください。
- ◆R6年スタート対象の学年を選定してください。
- ◆R7年度より結果繁栄が確認出来たらAsNo1学校
対象を追加する。
- ◆クラブ移行の形が確定しても変更対処方法を本日
考察してください。

部活動・クラブ活動・移行後の活動費の算出と検討事項(案)



部活動・クラブ活動・移行後の活動費の運用の変更(案) 先生の付帯業務の減少

各務原市中学校部費・クラブ費規約(案)の費用負担明細

年間費用の明細

項	部・クラブ	項目	該当頻度	費用明細	合計費用/年	発生年度	試合運営費	管理対象
1	部活費用	JSTA登録費用	年/1回	毎年4月に更新費用(学校登録)	500	年1回	登録費用(全員)	学校
2	試合運営費	コート利用費用	年/6試合	1試合/12面×10時間×125円×6回(個人・団体 3回)	90,000	年1回	運営費用(全員)	連盟/専門校
3	交流会・審判講習会	コート利用費用	年/2回	1試合/12面×10時間×125円×2回(8校対象)	30,000	年1回		
4	体育館利用費用	プリニー体育館	全日利用	2日×20,000円=40,000円+前日lineテープ張り5-19=4000円	44,000	年1回		
5	会議室費用	会議室利用費用(夏2部屋)	年/9回	1000円×9試合×10時間=90000円(公式戦+講習会+インドア)	90,000	年1回		
6	事務局費用	賞状・昼食・案内	年/10回	事務局/6名 1500円×6×10回(インドア2日)	90,000	年1回		
7	印刷代金	賞状・掲示物・HP開示費用	年/10回	2000円/回 2000円×10回	20,000	年1回		
8	試合ボール	1試合ホール使用料	年/5試合	5×12面×2=120球(年度初めに籠買い)	30,000	年1回		
8	クラブ費	練習ボール	年/1回	120球/30,000円程度-余剰球30球=90球×250円	22,500	2回程度		
9		1名1年で7球程度利用想定	事象負担	250円×5球=1250円(1球紛失・練習球6球)	2,500	劣化・紛失	部・クラブ費	
10	試合費用(個人戦)	出場する生徒が費用発生	年/9回	500円×9=3500円	4,500		個人負担	
11	試合費用(団体戦)	出場する生徒が費用発生	年/3回	3000円×3回=9000円	9,000		個人負担	
12	Kakamino Cup	出場する生徒が費用発生	年/1回	3000円×1回=3000円 運営費は別会計 1試合協賛金30万	3,000	協賛金開催3社	団体負担	
13	試合球	5試合で消費するボール	年/5回	12面×2球×5回=120球×一般試合5試合	30,000		余剰球配布	
14	年度初めに各学校配布	余剰球(一般試合含む)	年/1回	240球/8校+ジュニア=30球(春の大会で配布) 3年で90球	無償配布	推進委員球担当	余剰球配布	
15	トロフィー・楯・Flags	10年に1回更新	10年/1回	積み立て金 Flags 15万×2 ヶ3万×2 ヶ1万×4 物価対応	500,000	継続 (物価対応10万)	144円/345名実績	連盟/専門校

会計分離(案)

- JSTA登録費用 部・クラブで年度5月に回収し、学校顧問が入力・支払い
- 試合運営費(年度回収) 総額を各務原市全体の部員で負担する。R5年実績は運営費用上記1~8の項目合計394,000円/345名=1,142円
- 試合参加費用 出場する生徒負担

留意事項

- 団体戦個人負担 4ペア登録の場合=375円 3ペア登録の場合=500円
- 先生の負担軽減で、案としてJSATの登録費用のみ学校管理とし、それ以外の費用については、連盟中学校推進委員会管理推進委員に財務会計担当を置き運用展開するのが望ましい。(上記が決定した段階で各務原市中学校部活動・クラブ・地域移行規定(案)を作成する予定。
- 管理・運営費を年で清算・回収は部活動・クラブ活動が決定した段階で、R6年新入部員より切り替え実施。
- 切り替え年度はR6年R7としてR8年よりすべての生徒学校が会計足並みが揃う。(案として対象をR6年度より切り替え全学年案もあり)
- 管理・運営費用はR6年進入部員N数/総費用=年間管理運営費用(現在の進級3年・2年を考慮して総費用の1/3が運営費となる。
- 連盟より市支援金より余剰費用・運営・管理余剰費用でトロフィー・楯等の補完策も考慮する。

1.286円/1名

備品・ボール管理は
担当決めと倉庫活用

DUNLOP SOFTTENNIS BALL (ダンロップ ソフトテニスボール) 公認球 バケット入 10ダース(120球) 軟式テニスボール メーカー希望小売価格 46,200円29,500円(送料無料)/120球=245円
指定販売店で購入Web発注だと不良品が発生した場合の交換ができない。 余剰球に各学校のスタンプを用意して連盟配布(スタンプ台は部・クラブ費で購入・Web発注840円)

上記案をご検討ください。最適案をグループで討議願います。

各務原市指導者資格義務化



4各ス協第81号
令和5年3月8日

種目協会（連盟）理事長 各位

各務原市スポーツ協会
会長 横山 浩之

部活動地域移行に伴う指導者資格取得に関する方針について（通知）

当協会では、平成 27 年度より指導者資格助成制度を設け、指導者資格の取得推進に取り組んでまいりました。また、中学校部活動の地域クラブ移行を推進する動きの中で、専門的な技術のみならず、スポーツ指導者としての資質を持った指導者を養成し、確保することが急務となっています。

このような状況を踏まえまして、今年度当初の理事会でもお伝えさせていただきましたが、当協会において、スポーツに取り組む子どもたちが適切な指導を受けることができる環境づくりを目指し、小中学生を指導する当協会加盟団体指導者の指導者資格取得義務付けを段階的に行う方針といたします。

つきましては、今後の方針を下記の通り定めますので、種目協会（連盟）各位におかれましてはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象

- ・各種目協会（連盟）に所属またはその加盟団体の小中学生を指導する指導者

2. 指導者資格の取得義務付けの方針

年度	方針	指導を認める条件
R5 年度	小中学生指導者の指導者資格義務化 移行期	・指導者資格保有者 ・指導者資格取得見込がある者
R6 年度～	小中学生指導者の指導者資格義務化	・原則指導者資格保有者のみ

※この方針は、各務原市スポーツ協会が独自に定めるものです。

3. その他

- ・近日中に小中学生を指導する指導者の指導者資格取得状況の調査を実施します。

（参考）

参考1：各務原市スポーツ指導者の資格助成制度

概要：スポーツ指導者の養成と資質の向上を目指して、スポーツ指導者の資格を取得することに対して、予算の範囲内において助成金を交付する制度

詳細：別添資料参照

参考2：資格未所持の指導者に受講を推奨する研修会

名称：地域部活動指導者育成研修会

主催：岐阜県教育委員会、岐阜県スポーツ協会

目的：指導技術だけでなく、学校の教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者の育成
受講料：無料

その他：受講者にはライセンス（有効期限 3 年、更新制）が発行されます。

R5 年度開催分の詳細は改めて事務局よりご案内いたします。

各務原市スポーツ協会事務局	
担当	清水 係長 永井
連絡先	TEL:058-383-1231 FAX:058-389-0218
メール	taikyo@city.kakamigahara.gifu.jp
所在地	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 (各務原市教育委員会事務局スポーツ課内)

各務原市指導者一覧



R6年より指導者資格なければ指導不可

項	種目協会名	指導者名	性別	年齢	職業	現在の派遣状況等		岐阜県スポーツ協会①	日本スポーツ協会②	岐阜県ソフトテニス連盟③	日本ソフトテニス連盟	委嘱コーチ
						派遣先	派遣開始	地域部活動指導者研修会認定書	ソフトテニスコーチ 1	ソフトテニス連盟指導員	公認審判員	
1	ソフトテニス連盟		男		公務員	中央中学校男子	H8.4	○		○		○
2	ソフトテニス連盟		男		会社員	中央中学校女子	H11.4	○		○	○	○
3	ソフトテニス連盟		男		会社役員	緑陽中学校男子	H9.4	○	○	○	○	○
4	ソフトテニス連盟		男		会社員	緑陽中学校女子	R5.4	○				○
5	ソフトテニス連盟		女		—	鶉沼中学校女子	H17.4	○	○	○		○
6	ソフトテニス連盟		男		会社員	鶉沼中学校女子	H17.4	○	○			○
7	ソフトテニス連盟		男		会社員	鶉沼中学校男子	H26.4	○	○		○	○
8	ソフトテニス連盟		女		会社員	鶉沼中学校男子	H29.4	○		○	○	○
9	ソフトテニス連盟		男		会社役員	川島中学校女子	H20.4	○	○			○
10	ソフトテニス連盟		男		会社員	川島中学校男子	H26.4	○	○			○
11	ソフトテニス連盟		男		会社員	川島中学校男子	R5.4	○				○
12	ソフトテニス連盟		男		会社役員	蘇原中学校男子	H20.4	○	○		○	○
13	ソフトテニス連盟		男		会社員	蘇原中学校男子	H23.4	○		○	○	○
14	ソフトテニス連盟		男		会社員	蘇原中学校女子	H23.4		○			○
15	ソフトテニス連盟		男		会社員	那加中学校男子	H20.4	○			○	○
16	ソフトテニス連盟		男		会社員	那加中学校女子	S49.4	○			○	○
17	ソフトテニス連盟		男		会社員	那加中学校女子	R2.4	○			○	○
18	ソフトテニス連盟		男		会社員	稲羽中学校男女	H23.4	○				○
19	ソフトテニス連盟		男		会社員	桜丘中学校男子	R1..4		○		○	○
20	ソフトテニス連盟		男		会社員	桜丘中学校女子	R4.10	○				○

市内指導者については、指導資格①②③のいずれかを取得できています。
 小・中の指導については、継続可能となります。
 今後、更新研修を各資格の年度に合わせて受講をお願いします。

選抜練習 指導者一覧とグループ割 R6年 4月～



令和6年度 強化練習指導者グループ割

◎リーダー ○副リーダー

A班		B班	
◎		◎	
○		○	
C班		D班	
◎		◎	
○		○	

かかみのジュニアハイスクール（市ソフトテニス連盟）

18:00～20:00	2面 KL
-------------	-------

かかみのジュニア（市ソフトテニス連盟）

18:00～20:00	2面 IJ
-------------	-------

- ① 令和4年度の市秋季大会およびインドア大会においてベスト8以上の成績のペアを選抜対象とします。
- ② 異なったペアにより両大会でベスト8以上になった場合は、いずれかの1ペア（2名）のみ参加できます。
- ③ 上記対象者に辞退者が出た場合は、同校のコーチ推薦を可とします。
- ④ 令和5年度の市および地区の春季大会において、再度の選抜を行います。
（市大会はベスト8以上、地区大会はベスト16以上が選抜メンバーになります）
この際、この条件にもれた生徒は、選抜対象から除かれます。

2. 練習等の内容について

- ① 合同練習会：毎週土曜日18時～20時
・選抜メンバーによる合同練習
・指導者は市内中学校の指導者（コーチ）が交代で行います。
- ② 強化練習会：4月2日（日）・6月11日（日）
令和6年3月24日（日） 13時～17時
・一般および高校生選手との強化練習および試合
- ③ 参加費は、いずれも毎回一人300円を徴収します。

3. 期間について

- ① 令和5年度中体連までを区切りとします。
- ② 中体連以降は、8月5・6日（土・日）に行う強化選手選考会にて新たに選抜メンバーを決定します。（ベスト8以上が選抜対象となります）
- ③ その後においても1.④項と同様に、市・地区秋季大会、市インドア大会、市・地区春季大会の結果で強化選手の再選考を行います。

倶楽部・地域移行倶楽部形式の規定(案)①



【各務原市ソフトテニス連盟中学校推進部会規約】

部活動地域移行倶楽部

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本部会は、各務原市ソフトテニス連盟中学校部会という。設立年月日は令和5年4月1日とする。

(事務所)

第2条 本部会は、次に掲げる所に事務所を置く。

各務原市ソフトテニス連盟 会長宅

(支 部)

第3条 本部会は、各務原市中学校 女子・男子生徒及び保護者・指導者を対象とする。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本部会は、各務原市における中学校ソフトテニス競技を統轄し、代表する団体としてソフトテニスの普及ならびに振興を図り、もって心身ともに健全な中学生の育成に寄与することを目的とする。

2 本部会は、岐阜県ソフトテニス連盟に加盟し、中学推進部会として活動する。

(事 業)

第5条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技の講習会、研修会の開催
- (2) ソフトテニス競技の普及活動
- (3) ソフトテニス競技の各種大会の開催
- (4) ソフトテニス競技の各種大会の代表選考並びに派遣
- (5) ソフトテニス競技の競技規則の指導
- (6) ソフトテニス競技の審判員ならびに指導者の育成
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

第3章 加盟団体

(条 件)

第6条 本部会は、各務原市内の中学校のソフトテニス部を加盟団体とする。

2 前項の規定によることが困難な場合は、理事会の承認を得て、中学校のソフトテニス部に準ずる団体を加盟団体と認めることができる。(地域移行クラブ)

(加 盟)

第7条 本部会に加盟しようとする団体は、(財)日本ソフトテニス連盟の「新規団体作成申請用紙」を事務局に提出するものとする。(クラブ Bチーム)

(会 費)

第8条 加盟団体は、団体登録料(男女別各3,000円)を、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、5月初旬までに大会を開催する支部については、大会当日に団体登録料を徴収して支部から一括納入することも認める。

- 2 加盟団体は、団体を構成する部員から、(財)日本ソフトテニス連盟会員登録料を徴収し、毎年6月末日までに(財)日本ソフトテニス連盟に直接納入しなければならない。ただし、追加登録については随時納入するものとする。(中学生 500円/1人/登録費用)
- 3 納入された団体登録料および(財)日本ソフトテニス連盟会員登録料は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 役員

(役 員)

第9条 本部会には次の役員を置く。

- 委員長 1名
- 副委員長 2名(女子・男子担当各1名)
- 委員 各校 男女で1名(8校・8名) 専門校
- 監事 若干名

(役員の選任)

第10条 委員長および委員は、中学校推進部会において選任する。

2 委員および監事は、推進部会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は連盟副理事が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 委員長は、本部会の業務を統括し、推進部会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長が事象発生にあるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員長および副委員長を補佐し部会業務を執行する。

4 委員は、各学校の委嘱指導者および一部連盟理事を兼務し委員長の命を受けた業務を担当し処理する。

5 委員長、副委員長および委員は推進部会を組織する。

(監事の仕事)

第12条 監事は、連盟財務会計担当が本部会の業務および資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 収支ならびに資産状況を監査すること。
- (2) 業務執行状況を監査すること。
- (3) 監査の結果不正の事実を発見したときは、理事会を招集し報告すること。

(役員の仕事)

第13条 推進部会の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うこととする。

(役員の仕事)

第14条 委員が次に掲げる各号の一に該当するときは、推進部会の現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

倶楽部・地域移行倶楽部形式の規定(案)②



- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐え得ないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

第15条 委員は無給とするが手当が発生する場合もある。この場合県教員の規定・市連盟規定が連鎖するものとする。

2 委員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第16条 推進部会に、学校専門校顧問を若干名置くことができる。

2 専門校委員は、推進部会に功労のあった者のうちから、委員の推薦により委員長が委嘱する。

3 専門校員は、推進部会の運営に関する重要な事項について委員長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

第5章 推進部会

(理事会の招集)

第17条 推進部会は年1回、2月に実施する。(定例推進部会・「地域部活動移行委員会」仮称)

2 前項の規定によらず、委員長、委員長または委員は、緊急やむを得ない理由があると認められたときは、推進部会を招集することができる。(緊急部会)

(議長)

第18条 推進部会の議長は委員長とする。

(定足数)

第19条 推進部会は、委員長、副委員長、委員および委員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事について書面等をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決)

第20条 推進部会の議事は、出席者による過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

第6章 委員会

(委員会)

第21条 推進部会の事業を遂行するため委員長が必要と認めるときは、各種の目的にそった委員会を設けることができる。

2 前項に定める委員会の委員は、理事およびソフトテニス経験者等から委員長が委嘱する。(準用規定)

3 委員には、第13条から第14条までの規定を準用する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本部会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体の団体登録料
- (2) 基金から生ずる収入

- (3) 事業に伴う収入(市の支援金等)
- (4) 地方公共団体等からの補助金
- (5) 岐阜県ソフトテニス連盟からの強化普及支援費等
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第23条 推進部会の資産は、委員長より会計業務を委嘱された委員(以下、財務会計業務担当委員という)が管理し、金融機関の預金等により安全確実な方法で保管することとする。

(経費の支弁)

第24条 推進部会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第25条 推進部会の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に委員長が作成し、推進部会の議決を得て定める。

(事業報告及び収支決算)

第26条 推進部会の収支決算は、毎会計年度終了後、定例推進部会開催までに会計業務担当理事が作成し、事業報告書および収支決算書とともに監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

2 本部会の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基金に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。(会計年度)

第27条 推進部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 推進部会の会計に、特別会計を設けることができる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、理事会において委員現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更できないこととする。

第9章 雑則

(委任)

第29条 この規約に規定するもののほか、実施について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

規定:令和6年2月3日初版

本日のグループ討議の合議内容(期待値)



- ① 移行するかどうか?
- ② 移行前提にした場合その移行モデルを選択または4つの視点よりクロス検討
- ③ その他移行視点・指標が出れば適切だとグループで判断した場合はGood
- ④ 移行計画の策定をしてください。検討開始時期・メンバー・大日程計画
- ⑤ 現在の運用方法の見直し案の検討をしてください。(補足資料参照)
- ⑥ 一部R6年度の盛り上げ策(案)も検討してください。
- ⑦ その他検討項目があればグループで取り上げて進めてください。

◆討議前提定義

- ・ 移行に関わる方程式はありません、あくまで地域移行(各務原市の現場にあった適切な移行方法)を考えてください。
- ・ また、現在諸問題があればそれを回避できる組織体・方法を議論してください。
例:モンスター保護者を受け入れ説明する組織(仮称:中学推進同義的対処規定委員会)
- ・ 推進部会の保護者規定の策定。(指導者は「普通の人」)
- ・ 討議のポイントとして生産性が上がる(案)はGood・意見はなるべく否定をしないで進めてください。否定がある場合対案で回答もありです。



グループ討議 分散

各グループより代表1名選出してください。



Aグループ



先生

Bグループ



先生

Cグループ



先生

Dグループ



先生

事務局: 

討議結果

- ①地域部活動移行の検討は進めることとなりました。
- ②基本的のコアの部分は地域部活動移行基盤委員会をメンバー縮小して継続実施
- ③地域部活動移行基盤委員会は教員と連盟・中学校推進部会の代表メンバーで構成。
- ④隔月で会議体を予定。
- ⑤地域部活動移行基盤委員会の決定事項は中学推進部会に連鎖して展開を図る。



2月18日 地域部活動移行基盤委員会開催

教員不参加のため将来に向けての整備項目を列挙

- ①試合の運用の担当区(教員と共同で実施案)担当教員様の負担軽減
- ②試合の組み合わせのドローの公平化(中学校推進部会でドロー委員会を新たに組織化して継続合議(担当教員様の負担軽減)
- ③移行日程目標の設定
- ④地域部活動移行基盤委員会は生徒ファーストを前提に推進を進める。
- ⑤地域部活動移行基盤委員会開催については、教員様の参加できる環境で進める。